

「打消し表示に関する実態調査報告書」の訂正について

標記について、下記正誤表のとおり訂正します。

記

「打消し表示に関する実態調査報告書」（公表年月日：平成 29 年 7 月 14 日）及び「概要」（公表年月日：平成 29 年 7 月 14 日）

・「打消し表示に関する実態調査報告書」

正誤表		
訂正箇所	誤	正
3 ページ 第 3 の 1 打消し表示の類型 分類表中の「例外型」	・「医療行為、医療機関及び <u>適用症</u> などによっては、給付対象とならないことがあります」	・「医療行為、医療機関及び <u>適応症</u> などによっては、給付対象とならないことがあります」
18 ページ 第 4 打消し表示の様と景品表示法上の考え方	そこで、第 4 では、本調査において収集した約 400 点の表示物を参考にして制作した	そこで、第 4 では、本調査において収集した約 500 点の表示物を参考にして制作した
24 ページ 第 4 の 1(2)ア(ア) 打消し表示を見落としていた者の割合 注釈 15	・上記料金は、別途付与される Ko:soku メンバーズポイントを料金支払に利用した場合の例です	・上記料金は、別途付与される Ko:soku メンバーズポイントを料金支払いに利用した場合の例です
51 ページ 第 4 の 1(3)ウ Web 広告において問題となる表示方法	景品表示法問題となるおそれがある。	景品表示法上問題となるおそれがある。
58 ページ 第 4 の 2(2)ア 調査結果 表示の内容	・上記料金は、別途付与される Ko:soku メンバーズポイントを料金支払に利用した場合の例です	・上記料金は、別途付与される Ko:soku メンバーズポイントを料金支払いに利用した場合の例です
62 ページ 第 4 の 2(3)ア 調査結果	以下の Wi-Fi ルーターの利用 <u>環境</u> に関する強調表示及び打消し表示	以下の Wi-Fi ルーターの利用 <u>料金</u> に関する強調表示及び打消し表示

84 ページ 第 4 の 3(2)ア 体験談に関する景品表示法上の考え方 2 行目	「いわゆる健康食品に関する景品表示法及び健康増進法上の留意事項について」(平成 28 年消費者庁) 等において、	「健康食品に関する景品表示法及び健康増進法上の留意事項について」(平成 28 年消費者庁) 等において、
85 ページ 第 4 の 3(2) <参考: 体験談に関するガイドライン等> 3 行目	「いわゆる健康食品に関する景品表示法及び健康増進法上の留意事項について」(平成 28 年消費者庁) 等において、	「健康食品に関する景品表示法及び健康増進法上の留意事項について」(平成 28 年消費者庁) 等において、
86 ページ 第 4 の 3(2) <参考> ○ 「いわゆる健康食品に関する景品表示法及び健康増進法上の留意事項について」	○ 「いわゆる健康食品に関する景品表示法及び健康増進法上の留意事項について」(平成 28 年消費者庁)	○ 「健康食品に関する景品表示法及び健康増進法上の留意事項について」(平成 28 年消費者庁)
92 ページ 第 5 の 1(3) 体験談を用いる場合の打消し表示	商品の効果、性能等に関する事業者が行った調査における(i) 被験者の数	商品の効果、性能等に関する事業者が行った調査における(i) 被験者の数及びその属性

・「概要」

正誤表		
訂正箇所	誤	正
10 ページ 第 4 の 2(2) 別条件型 【表示内容】	「・上記料金は、別途付与される Ko:soku メンバーズポイントを料金支払に利用した場合の例です	「・上記料金は、別途付与される Ko:soku メンバーズポイントを料金支払いに利用した場合の例です
16 ページ 別紙 打消し表示の類型 分類表中の「例外型」	・「医療行為、医療機関及び適用症などによっては、給付対象とならないことがあります」	・「医療行為、医療機関及び適応症などによっては、給付対象とならないことがあります」

以上

問合せ先 : 消費者庁表示対策課 山崎、田中 電話 : 03-3507-9233
---